

新旧対照表

資料	ページ	箇所	修正前	修正後																
要求水準書	4	第1章 総則 5. 本事業の事業内容 (3)実施体制	設計・施工者は、市との協議責任者となる統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者は、設計業務、工事監理業務、建設業務を統括し、本事業の推進、相互調整を行うこととする。なお、統括管理技術者は一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者とし、代表企業から配置すること。	設計・施工者は、市との協議責任者となる統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者は、設計業務、工事監理業務、建設業務を統括し、本事業の推進、相互調整を行うこととする。なお、統括管理技術者は一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者を配置すること。																
要求水準書	17	第3章 本施設の整備に関する条件等 2. 公園・建築計画の要求水準 (4)環境配慮計画	・太陽光発電設備の設置など、本施設において再生可能エネルギー等を活用すること。	・太陽光発電設備の設置など、本施設において再生可能エネルギー等の活用を検討すること。																
要求水準書	30	第3章 本施設の整備に関する条件等 4. 機能配置条件	<table><tr><th colspan="2">機能</th><th>設置階条件</th><th>その他条件</th></tr><tr><td>児童・青少年機能</td><td>スタジオ</td><td>地下</td><td></td></tr></table>	機能		設置階条件	その他条件	児童・青少年機能	スタジオ	地下		<table><tr><th colspan="2">機能</th><th>設置階条件</th><th>その他条件</th></tr><tr><td>児童・青少年機能</td><td>スタジオ</td><td>提案</td><td>隣接する機能への音漏れを防ぐこと。</td></tr></table>	機能		設置階条件	その他条件	児童・青少年機能	スタジオ	提案	隣接する機能への音漏れを防ぐこと。
機能		設置階条件	その他条件																	
児童・青少年機能	スタジオ	地下																		
機能		設置階条件	その他条件																	
児童・青少年機能	スタジオ	提案	隣接する機能への音漏れを防ぐこと。																	
要求水準書	61	第10章 維持管理・運営業務に関する要求水準 2. 維持管理業務 (6)清掃業務 ウ. その他	・本施設及び事業敷地内において発生した廃棄物を収集し、本施設内に設けられたごみ置場まで運搬し、分別すること。なお、任意事業において発生する廃棄物については、当該事業を実施する事業者が排出事業者として、自らの費用負担により適切に処理すること。	・本施設及び事業敷地内において発生した廃棄物を収集し、本施設内に設けられたごみ置場まで運搬し、分別するとともに、収集運搬業者に運搬、処分を依頼すること。なお、収集運搬業者への委託費はサービス対価に含むものとする。また、任意事業において発生する廃棄物については、当該事業を実施する事業者が排出事業者として、自らの費用負担により適切に処理すること。																

資料	ページ	箇所	修正前	修正後
事業者選定基準	6	5. 提案内容審査 (2)内容審査	図書館運営計画の行 利便性向上に資するため、人員配置等を柔軟に設定する等により開業時簡延長が提案されているか。	図書館運営計画の行 利便性向上に資するため、人員配置等を柔軟に設定する等により開業時間延長が提案されているか。
指定管理基本協定書 (案)		別記 1 指定管理料の改定方法 【改定の計算方法】	【改定の計算方法】 変更額は、基準額の1.5%に相当する金額を超える額とする。 $C2(t) = C1(t) \times (P(m) / P(n))$ t：今回改定する対価の対象年度（t：n+1、 ・・・、事業終了年度） m：今回評価時年度 n：前回評価時年度（指定管理基本協定締結後未改定の場合は、指定管理基本協定締結年度） C1（t）：改定後のt年度における指定管理料（修繕業務以外の総額） C2（t）：改定前のt年度における指定管理料（修繕業務以外の総額） P（m）：今回改定時のm年度の最新の基準となる指標値 P（n）：今回改定時のn年度の最新の基準となる指標値	【改定の計算方法】 以下の計算式に基づいて改定する。ただし、改定率※の絶対値が1.5%以下である場合には、改定を行わない。 なお、初回の改定における変更額は、基準額（事業者が提案した費用をいう。）の1.5%に相当する金額を超える額とする。 $C2(t) = C1(t) \times (P(m) / P(n))$ ※（（P（m）／P（n））－1）×100で算定される数値を「改定率」という。 t：今回改定する対価の対象年度（t：n+1、 ・・・、事業終了年度） m：今回評価時年度 n：前回評価時年度（未改定の場合は、提案書類の提出日の属する年度） C1（t）：改定後のt年度における指定管理料（修繕業務以外の総額） C2（t）：改定前のt年度における指定管理料（修繕業務以外の総額） P（m）：今回改定時のm年度の最新の基準となる指標値 P（n）：前回改定時のn年度の基準となる指標値

資料	ページ	箇所	修正前	修正後
指定管理基本協定書 (案)		別記 2 普通火災保険	2 普通火災保険 3 その他 指定管理者は、事業者提案による保険への加入を手配し、その保険料を負担しなければならない。	(2 普通火災保険 を削除) <u>2 その他</u> 指定管理者は、事業者提案による保険への加入を手配し、その保険料を負担しなければならない。 <u>※ なお、火災等の災害による建物の損害については、市が加入する全国市有物件災害共済会建物総合損害共済により補填する。</u>
サービス対価の支払方法及び改定方法	2	2 サービス対価の算定及び支出方法 表 3 サービス対価 B の支払方法	支払方法の行 維持管理・運営期間中、2 か月（偶数月）ごとに提案に基づき指定管理基本協定に定めた額を支払う。	支払方法の行 維持管理・運営期間中、2 か月（偶数月）ごとに提案に基づき指定管理<u>年度</u>協定に定めた額を支払う。
サービス対価の支払方法及び改定方法	3	3 サービス対価の改定 表 4 基準となる指標	—	注の追記 <u>※ 用いる指標がなくなる、又は内容が見直されて本事業の実態に沿わない場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定める。</u>
サービス対価の支払方法及び改定方法	5	3 サービス対価の改定 【改定の計算方法】	【改定の計算方法】 変更額は、基準額の1.5%に相当する金額を超える額とする。 $C2(t) = C1(t) \times (P(m) / P(n))$	【改定の計算方法】 <u>以下の計算式に基づいて改定する。ただし、改定率※の絶対値が1.5%以下である場合には、改定を行わない。</u> <u>なお、初回の改定における変更額は、基準額（事業者が提案した費用をいう。）の1.5%に相当する金額を超える額とする。</u> $C2(t) = C1(t) \times (P(m) / P(n))$ ※ $((P(m) / P(n)) - 1) \times 100$で算定される数

資料	ページ	箇所	修正前	修正後
			t : 今回改定する対価の対象年度 (t : n + 1 、 ・ ・ ・ 、事業終了年度) m : 今回評価時年度 n : 前回評価時年度 (指定管理基本協定締結後未改定の場合は、指定管理基本協定締結年度) C1 (t) : 改定後の t 年度における指定管理料 (修繕業務以外の総額) C2 (t) : 改定前の t 年度における指定管理料 (修繕業務以外の総額) P (m) : 今回改定時の m 年度の最新の基準となる指標値 P (n) : 今回改定時の n 年度の最新の基準となる指標値	値を「改定率」という。 t : 今回改定する対価の対象年度 (t : n + 1 、 ・ ・ ・ 、事業終了年度) m : 今回評価時年度 n : 前回評価時年度 (未改定の場合は、<u>提案書類の提出日の属する年度</u>) C1 (t) : 改定後の t 年度における指定管理料 (修繕業務以外の総額) C2 (t) : 改定前の t 年度における指定管理料 (修繕業務以外の総額) P (m) : 今回改定時の m 年度の最新の基準となる指標値 P (n) : <u>前回</u>改定時の n 年度の基準となる指標値
様式集及び記載要領		参加表明及び参加資格確認書類等に関する提出書類一覧	—	(添付書類)において、印鑑証明書の削除
様式集及び記載要領		(様式 3-4)参加資格確認申請書	—	6 添付書類 において、印鑑証明書の削除
様式集及び記載要領		(様式 3-6)既存施設の解体業務を実施する者の参加資格要件に関する書類	—	添付書類 において、以下の記述の削除 ・「配置予定の管理技術者に関する証明書」 ・注 2 の削除
様式集及び記載要領		(様式 3-7)建設業務を実施する者の参加資格要件に関する書類	—	添付書類 において、以下の記述の削除 ・「配置予定の管理技術者に関する証明書」 ・注 2 の削除

資料	ページ	箇所	修正前	修正後
様式集及び 記載要領		(様式 3-12)入 札参加資格申請 に係る誓約書	当社は、「(仮称)三軒屋公園等複合施設整備運営事業」に係る公募型プロポーザルへの参加に当たり、提案書提出期限最終日までに、新座市建設工事等入札参加資格者名簿の登載に必要な手続きを完了させることを制約します。	当社は、「(仮称)三軒屋公園等複合施設整備運営事業」に係る公募型プロポーザルへの参加に当たり、提案書提出期限最終日までに、新座市建設工事等入札参加資格者名簿の登載に必要な手続きを完了させることを誓約します。
様式集 (Excel)	E-1	提案価格総括表	事業費の列 指定管理料	事業費の列 <u>維持管理・運営業務に係る費用(指定管理料)</u>
様式集 (Excel)	E-1	提案価格総括表	注2 「設計等業務、建設等業務に係る費用」、「維持管理・運営業務に係る費用」はそれぞれ募集要項に示す「提案上限額」以下で提案してください。	注2 「設計等業務、建設等業務に係る費用」、「維持管理・運営業務に係る費用」の合計が募集要項に示す「提案上限額」以下で提案してください。
様式集 (Excel)	A-5-2 A-5-3	事業収支計画 (兼提案価格内 訳書(維持管理・ 運 営 業 務))、 (カフェ施設運 営業務)	金額の列 ・令和11年度(2029年度) ・令和12年度(2030年度) ・令和13年度～1年あたり ・維持管理・運営期間合計	金額の列 ・令和11年度(2029年度) ・令和12年度(2030年度) ・令和13年度～25年度(1年あたり) ・ <u>令和26年度(8か月)</u> ・維持管理・運営期間合計
什器備品リ スト		出張所・その他	—	東北出張所・利用者カウンター・カウンターの行が見切れていたため修正
人員配置イ メージ		設計・建設段階 【各業務従事者 の要件等】	—	統括管理技術者の行より、以下の記述の削除 ・「代表企業から配置すること」